

岐阜県におけるPPP／PFI手法導入に向けた基本方針

平成14年3月制定
平成26年3月一部改訂
平成29年3月一部改訂
岐阜県総務部行政管理課

はじめに

本県では、これまでの行財政改革の取組みにより持続可能な財政運営に道筋がつきつつあるが、景気や地方財政制度の動向等の不確定要素のある中で、社会保障関係経費の自然増や、社会資本の老朽化対策などにも着実に対応していかなければならない。

このため、これまでの行財政改革の取組みの継続を基本として、節度を保った財政運営に努めるとともに、効率的で質の高い行政サービスの提供に向けた取組みを進めていくこととしている。

そのような状況下で、公共施設マネジメントの観点からは、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現するためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP／PFI手法を優先的に導入することが求められている。

また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づく内閣府の特別機関である民間資金等活用事業推進会議においても「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」が決定されるなど、PPP／PFI事業の拡大に向けた取組が加速している。

こうした情勢を踏まえ、本方針及びPPP／PFI手法導入に係る実務的な手続きの流れを示した「岐阜県PPP／PFI手法導入ガイドライン（旧：岐阜県PFI手法導入ガイドライン）」を改訂する。

1 PPP／PFI手法導入の基本的考え方

今後、予定している公共施設等の整備、維持管理、運営にあたっては、実施する事業の内容、財源、スケジュール等の諸要件を勘案しながら、PPP／PFI手法による民間の資金、経営能力及び技術的能力を最大限活用できる事業手法の導入を優先的に検討するものとする。

また、PFI法第6条に基づく民間事業者からの発案に対しては、PPP／PFI所管課に受付体制を整備し、具体的、建設的な内容の発案については、各事業所管課において積極的に検討するものとする。

2 PPP／PFI手法の導入を優先的に検討する事業

（1）対象事業

民間事業者の参入が見込まれ、かつその資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業のうち次のいずれかの事業費基準を満たすもの

を優先的に検討するものとする。

- ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

（2）事業費基準の例外

公共施設整備事業の特殊性により、（1）ア及びイの基準によりがたい特別の事情がある場合は、優先的検討において、対象事業を絞って、異なる事業費の額を基準とすることができるものとする。

（3）対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- ア 既にPPP／PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ウ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- エ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

3 適切なPPP／PFI手法の選択

（1）採用手法の選択

優先的検討の対象事業について、次の「4 簡易な検討」及び「5 詳細な検討」に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP／PFI手法を選択するものとする。

ただし、この場合において、唯一の手法を選択することが困難である場合は、複数の手法から選択できるものとする。

（2）評価を経ずに行う採用手法の決定

- ア 当該事業の同種の事例を踏まえ、採用手法の導入が適切と認められる場合は、次の「4 簡易な検討」及び「5 詳細な検討」を経ることなく、当該手法の活用を決定することができるものとする。
- イ 民間事業者からPPP／PFIに関する発案があり、当該提案において従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切である場合は、次の「4 簡易な検討」を省略し、「5 詳細な検討」を実施するものとする。

4 簡易な検討

次の5の詳細な検討に先立ち、採用手法について、次の（1）（2）の基準に従って簡易な評価を行うことにより、導入に適しないと評価された公共施設整備事業は、詳細な検討を行わず、PPP／PFI手法を導入しないこととすることができるものとする。

この簡易な検討については、民間アドバイザー等を活用した詳細な費用等の比較を行

うこと（PPP／PFI手法導入可能性調査）までは必要とせず、事業所管課が行うものとする。

（１）費用総額の比較による評価

自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

3において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- ア 公共施設等の整備等（運営等を除く）の費用
- イ 公共施設等の運営等の費用
- ウ 民間事業者の適正な利益及び配当
- エ 調査に要する費用
- オ 資金調達に要する費用
- カ 利用料金収入

（２）その他の方法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難な場合は、（１）に関わらず、次に掲げる評価、その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により、採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- ア 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- イ 類似事例の調査を踏まえた評価

5 詳細な検討

4の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

詳細な検討を行うにあたっては、PPP／PFI手法導入可能性調査を実施のうえ、総務部長及び関係課長で構成する岐阜県PPP／PFI検討会議への協議を行うこととし、手法導入に係る最終的な意思決定は、知事等との個別協議により行うものとする。

6 評価結果の公表

公共施設整備事業が上記4又は5でPPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、PPP／PFI手法を導入しないこととした旨及び評価内容について公表するものとする。

公表の時期については、入札手続等の公正さを確保するため、入札手続の終了後等の適切な時期に行うものとする。